

【情報提供】

冊子「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年改訂〉」（日本学校保健会発行）について

学校における感染症対策について日本学校保健会から発行された冊子「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年改訂〉」についてご紹介します。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症へと移行し、それに伴い学校保健安全法施行規則も改正され、第2種感染症に位置付けられました。今回は学校保健安全法施行規則の一部改正と最新の知見を踏まえた改訂であり、新型コロナウイルス感染症についての解説も新たに加えられました。

その中で、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする規定についても記載されていますのでご確認ください。

【目次】

- I. 関係法令の改正等について
- II. 学校における感染症への対応
- III. 感染症各論
- IV. 学校において予防すべき感染症のQ&A
- V. 関係法令



【電子ブック閲覧先】

日本学校保健会刊行物デジタルアーカイブ

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/273>

※日本学校保健会および各種 Web サイトから書籍版も購入可能です（税込 2,420 円）。

一般社団法人 日本臨床耳鼻咽喉科医会
学校保健委員会